練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱第2条に定める

目的内利用の扱いについて (平成30年11月)

1 利用団体

構成員の半数以上が練馬区民であり、かつ、代表者が練馬区民である団体

・「団体」として扱う最少人数は2名とする。

練馬区内に所在する事業所または学校

・所在地が練馬区内であれば、構成員の半数以上や代表者が練馬区民でなくてもよい。

2 利用内容

館が奨励する映画会、レコードコンサート等の視聴覚行事 館が奨励する読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の行事 図書館サービスに関連のある活動

- ・初めて利用する団体は、会則、会員名簿および活動内容が確認できる資料等を提示してもらい、当該団体の活動が「館が奨励する目的内利用」に該当するかを判断する。なお要綱第8条の不承認要件(公の秩序を害する、営利を目的とする等)に該当すると各図書館長が判断した場合には、会議室等の利用を承認しない。疑義がある場合は、最終的には各図書館長の判断により決定する。
- ・利用実績のある団体も、年度ごと(4月以降、最初の申込時)に会員名簿等により、要綱第2条に定める利用団体に該当するか確認する。(団体構成員の人数・住所変更の可能性があるため。また要綱第11条別表第2の減免要件も併せて確認を行う。)
- ・「図書館サービスに関連のある活動」とは、布の絵本作成、文庫連絡会、よみきかせ、音訳等 のボランティア活動、各種図書館事業に関する準備や会議等を指す。
- ・目的内利用団体が会議室等を利用する場合は、特に内容は問わず目的内利用とする。(事業実施そのものでなくても、準備または振り返りの一環とみなす。)
- ・原則として、団体の構成員を利用対象者とする。
- ・目的内利用団体が館内でポスターの掲示やチラシ配布等を希望した場合は、館内スペースに 余裕があれば対応する。なお、館内の状況や掲示スペース等の都合により団体の希望に沿えな いこともある旨を伝える。
- ・室内での飲食は不可としているが、熱中症対策等のため飲み物は認める。ただし机や図書館 資料等は汚さないように注意する。食事、軽食および飲酒は禁止である。

.....

【参考】(練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱)

第2条 視聴覚室等は、つぎの表の左欄に掲げる団体が同表右欄に掲げる行事を行う場合に利用することができる。

構成員の半数以上が練馬区民であり、かつ、代表者が練馬区民である団体

練馬区内に所在する事業所ま

たは学校

館が奨励する映画会、レコードコンサート等の視 聴覚行事

館が奨励する読書会、研究会、鑑賞会、資料展示 会等の行事

図書館サービスに関連のある活動